

被処分者	認定証番号	山形県公安委員会 第240453号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	Takase 運転代行社 代表 鎌水薫
	主たる営業所が所在する市町村	山形市
処分年月日		令和4年7月1日
処分内容		指示処分
処分理由		令和2年10月1日から令和2年10月19日まで、令和2年11月1日から令和2年11月19日まで、及び令和4年5月1日から令和4年5月19日までの合計57日間において、保険（共済）掛金の未払いにより保険（共済）契約を失効状態にさせ、代行運転自動車の損害賠償措置を講じていなかったこと。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処分を行った都道府県		山形県